

旭川市社会福祉審議会会議内容報告書
令和6年度第1回高齢者福祉専門分科会

開催日時 令和6年7月1日（月）
午後7時20分～午後8時30分
開催場所 総合庁舎7階 多目的室

会議の名称	令和6年度第1回高齢者福祉専門分科会
出席者	委員： 大森委員，加藤委員，澤田委員，高森委員，滝山委員，中川委員，藤井委員，松林委員，山田委員，横堀委員（10名） 事務局： 高田保険制度担当部長 〈介護保険課〉小池次長，工藤主幹 〈長寿社会課〉宮川課長 〈長寿社会課高齢者支援係〉大橋課長補佐 〈長寿社会課地域包括ケア推進係〉田村課長補佐，上出主査 〈長寿社会課地域支援係〉星係長，伊藤主査，上島主査
傍聴者数等	0人（公開）
議事の内容 審議事項第1号 報告事項第1号 報告事項第2号 報告事項第3号	会長の選出及び会長職務代理者の指名について 旭川市介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス単価の見直しについて 旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について 認知症施策の推進について
審議内容及び主な意見等 （開会） 部長挨拶 事務局職員の紹介 （議事開始） 審議事項第1号	委員改選後，初めての分科会開催のため，審議事項第1号により会長が選出されるまでの間，事務局により会議を進行。 開会にあたり，保険制度担当部長から挨拶した。 事務局職員を紹介した。 事務局から，本日の出席委員が10名であり，会議の定足数である過半数に達していることから，会議が成立している旨を報告した。 会長の選出について，事務局から，滝山委員を会長として選出する案を提示した。 事務局案のとおり滝山委員を会長とすることを決定した。 会長席に移り，就任の挨拶の後，議事進行。 会長が，本日の会議記録の確認について，大森委員を指名した。 会長が，会長職務代理者として，高森委員を指名した。
報告事項第1号	事務局から，報告事項第1号「旭川市介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス単価の見直しについて」を資料に基づき説明。 〔会 長〕 報告事項第1号について，意見，質問があれば発言いただきたい。 〔会 長〕 単価の改定は国が規定しているのか。 〔事務局〕 国が告示で出したものについてそれを勘案して市町村で定めることになっている。 告示に定めのない加算の設定はできないが，単位数の増減というのは認められている。 〔会 長〕 他になければ，報告事項第1号については，報告を受けたこととする。 （一同了承）

報告事項第2号	事務局から、報告事項第2号「旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について」を資料に基づき説明。 〔会 長〕 報告事項第2号について、意見、質問があれば発言いただきたい。 〔A委員〕 複数圏域を合算した3職種の配置について、これは隣接する圏域でなければ認められないのか。また、別紙資料2ページの「国が定める基準に従い定めるもの」について説明があったが、これに従わず市が独自に定める場合、国の補助がなくなるのか。 〔事務局〕 一点目の複数圏域の合算については、隣接することが必須との規定はない。 二点目の国が定める基準に従わなかった場合については、すぐに補助が打ち切られるという認識ではないが、国の交付金の報告等により、交付金額に影響が出る可能性も考えられる。 〔会 長〕 今回の2つの変更については、国の従うべき基準に沿っているということか。 〔事務局〕 国の基準に沿ったものである。違う点として旭川市は独自に精神保健福祉士を配置しているが、複数圏域で合算して必要な人員を配置すること、3職種のうち2職種は必ず配置することについては遵守している。 〔会 長〕 何か事故が起きた場合などは、どこが責任を負うのか。 〔事務局〕 事故の内容にもよるが、基本的には市が委託している法人が責任を負うことになる。 〔B委員〕 どの圏域の包括支援センターも人員は厳しい状況があると思うが、人員基準よりも多く配置した場合には加算が付いたりするのか。 〔事務局〕 加算はない。圏域の実状に応じて、例えば、権利擁護の事業を重点的に実施するために社会福祉士を多く配置するなどの対応はされている。 〔B委員〕 現在、職員が加配されている包括支援センターはあるのか。 〔事務局〕 各法人の判断で、職員を多く配置している圏域はある。 〔B委員〕 加配している圏域もあるため、少ない圏域があっても取り込めるということか。 〔事務局〕 複数圏域で合算して人員基準を満たしていれば良いという考えである。 〔事務局〕 複数圏域の合算については、第2回定例会においても個別に問い合わせがあった。
----------------	--

今回は国が基準に関する省令改正を行ったことに伴い、市の条例上の整理を行ったが、地域包括支援センターは令和6年度から11圏域を各々別法人に委託しており、実際にこれを適用するかというと、現時点では念頭に置いていない。そのため、御指摘いただいた内容について、事務局としては調査研究が進んでいないというのが実状である。

〔B委員〕

就業時間の柔軟化として、常勤換算を認めるとのことだが、介護保険制度においても週30時間以上勤務していれば常勤として認めていると思うが、こちらではそのような適用は考えているのか。

〔事務局〕

介護育児休業法に関する短時間勤務については週30時間以上の勤務であれば一人員とみなすと規定しており、それを適用している。

〔A委員〕

包括支援センターは人材確保が難しく、複数圏域の合算はそれを解消するために国が考えてくれたと捉えて良いのだろうか。例えば、人材を確保するために、市独自に実施していることなどがあれば紹介してほしい。

〔事務局〕

今回の国の改正は、大きい都市ではなく、恐らく、主任ケアマネや保健師などの有資格者を確保することが難しい小規模な自治体の圏域を想定して基準の緩和がされたと思う。現時点では、旭川市の11圏域において専門職の方々が配置されているが、不足が生じる可能性がないとは言えないため、条例上はこのようなかたちで整理しておく、必要となった場合には、運営協議会に諮り、十分に検討いただいた上で、市として運用するという考えを持っている。

〔C委員〕

今の説明を聞いて腑に落ちたが、旭川市の実状としては人材確保がまだ困難ではないということで、4職種が11圏域にいるということですね。複数圏域の高齢者を合算した職員配置については、圏域によって高齢化率の濃淡があるから柔軟にするというのが国の考え方なのかなと今の説明を聞いて読み取った。旭川市は11圏域の包括支援センターがあり、1圏域に高齢者が約1万人いるという計算になる。11圏域の設定についても、しっかり計算されたものと思っている。今回の改正は、へき地や小規模自治体などの人材確保が難しい地域を基準にしており、それに合わせて条例を変えておくということだと腑に落ちた。そういうことでよろしいか。

〔事務局〕

圏域による高齢化率の濃淡だけでなく、地域の課題に応じて配置する専門職を柔軟に配置するということである。

〔D委員〕

常勤換算について、職員の方が介護や育児に専念したい場合はそれを補う一つの方法と思うが、逆に、本当はフルタイムで働きたいが介護しなければならない、育児しなければならない人もいないのか。本来、包括支援センターはそういう方々を支援する立場であるが、職員がままならないということであれば心配である。自分が介護や育児に専念したいのであれば良いが、逆パターンはないのか。情報があればお聞きしたい。

〔事務局〕

具合的な事例については把握していない。

	[E 委員] 常勤換算，複数圏域の合算について，職員の方は充足して良いのかもしれないが，支援を受ける方にとってはデメリットの方が多いのではないかという印象を持った。メリット・デメリットについて，例えばどんなことを考えているのか。 [事務局] 職員配置について基本的には常勤という考え方に変わりはない。質の担保といった点からも同じ職員が常勤していることが求められている。常勤換算については，運営協議会に諮り，承認を得た場合について適用ができるというかたちとなる。 地域の高齢者にとっては基準緩和がデメリットになるのではないかとの話だが，常勤換算については，同等のスキルを持った者などの一定程度の基準があり，また，採用後も必ず研修を受けていただくなど職員の一定の質が保たれるよう配慮し，基準緩和によってサービス低下，質の低下につながることをないように運用していきたいと考えている。 [会 長] 他になければ，報告事項第 2 号については，報告を受けたこととする。
報告事項第 3 号	事務局から，報告事項第 3 号「認知症施策の推進について」を資料に基づき説明。 [会 長] 報告事項第 3 号について，意見，質問があれば発言いただきたい。 [A 委員] スケジュールにおいて，高齢者福祉専門分科会の意見を聞くとしたら，どのタイミングになるのか。 [事務局] 本分科会においてぜひ皆様から意見を伺いたいと考えているが，具体的な時期については決まっておらず，開催スケジュールをみながら検討していきたいと考えている。 [C 委員] 認知症に特化した計画策定ということで，とても重要な計画と思い，聞いていた。行政の立てる計画はどの地域にでも当てはまるような文言，抽象的となる計画が多い中で，旭川市の認知症の方をどういうふうに支援していくか，一番大事なのは認知症の方のニーズ，取り巻く地域の課題だと思う。地域包括支援センターで日頃から認知症対策を実施していると思うが，各々の包括支援センターから抽出されている認知症の色々な課題などがあると思う。まずは旭川市の特徴や課題を今の段階でどれだけ捉えているのか。 もう一点が，先日，NHKの番組で見たのが，徘徊する認知症の方を集めて，市役所まで歩いていく時に何を目印に歩いていくかを実際に歩いて試し，はっきりした色合いのものと目印になって市役所に辿り着けることなどを報告した内容であった。例えば，警察の方で把握している旭川市の認知症の徘徊について，どのくらいの方が発見され或いは発見されずに亡くなっていたなど，そのような統計資料も見てみたい。 今の段階で旭川市の特徴，認知症の課題というのがわかればお聞きしたい。 [事務局] 現段階で旭川市の認知症の課題について，具体的なものを出していない。 ただ，調査において地域包括支援センターの職員の話の伺うと，認知症であることを知られたくないという家族が多いという印象を持っている。 また，認知症の不明者については，SOS ネットワークというものを上川保健所が設置しており，旭川市も参画している。今日は具体的な数値を持ち合わせていない

	め、報告できる機会に何らかのかたちで報告したい。 〔会 長〕 旭川市の高齢者世帯の特徴として、３割が単身世帯であり、また、高齢者夫婦世帯も多く、老々介護となっている。本州では２世代、３世代の同居が多く、家庭内の介護力もあるが、旭川ではそれが困難であり、認知症予防の施策がより重要である。 〔会 長〕 他になければ、報告事項第３号については、報告を受けたこととする。
その他	○高齢者バス料金助成制度（寿バスカード）の見直しについて 事務局から、高齢者バス料金助成制度（寿バスカード）の見直しに向けて、改選前の状況と現時点での検討状況について、以下の内容を報告。 昨年１１月の本専門分科会において、財政負担の点から本制度の継続性を高めるため、対象年齢を５歳引き上げて７５歳以上に見直すことを検討している旨を報告した。その際、様々なご意見をいただき、関連する作業を進めてきたが、更に時間をかけて検討することが必要であると判断し、昨年１２月に、見直しの内容等について提示できる段階に至った際に改めて審議をいただきたい旨の報告をしたところである。現在、本制度について、創設後の社会環境の変化による影響や昨年度実施したアンケート調査をもとに利用実態の把握などの作業を進めている段階であり、対象年齢の引き上げに限定せずに、検討が必要であると認識している。 現時点では、審議いただく内容や時期について、提示できる状況に至っていないが、本制度の継続性を高めるために見直しが必要である状況に変わりはないことから、今後、任期の期間内に改めてご審議をいただくことを予定している。
(閉会)	○次回分科会について 事務局から、令和６年度第２回の開催は８月に予定している旨を説明。 〔会 長〕 本日の分科会は、これをもって終了する。